明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕

○地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づく平成二十一年度の財政健全化計画等の実施状況報告の概要を公表する件（**総務**三一三）　一

○地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づく平成二十一年度の財政の早期健全化等が完了した団体の報告の概要を公表する件（**同**三一四）　二六

○動産・債権譲渡登記令第七条第三項の規定に基づく法務大臣が指定する磁気ディスクへの記録方式に関する件（**法務**四〇）　三六

〔公　告〕

諸事項　四四

官庁

特恵関税、買収前の所有者等への売払い、基本測量関係事項関係　四四

裁判所

破産、免責、再生関係　五六

特殊法人等

独立行政法人都市再生機構、中日本高速道路株式会社高速道路工事区間変更、社会保険労務士名簿登録・登録の抹消・紛争解決手続代理業務の付記、弁理士登録、日本弁護士連合会弁護士名簿登録・登録換え・登録取消し・氏名変更・弁護士の職務上の氏名の使用・氏名の廃止・記章紛失・外国法事務弁護士名簿の登録・登録取消し・指定法の付記、自動車損害賠償責任保険基準料率算定関係　一四

地方公共団体

教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　三九

会社その他

会社決算公告

告示

○総務省告示第三十三号

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成十九年法律第九十四号。以下「健全化法」という。）第六条第三項（同法第二十四条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法第六条第一項（同法第二十四条において準用する場合を含む。）の規定による報告を取りまとめ、その概要を次のとおり公表する。また、同法第十八条第二項の規定に基づき、同条第一項の規定による報告を取りまとめ、その概要を次のとおり公表する。

平成二十三年一月三十一日

総務大臣　片山　善博

北海道江差町　財政健全化計画実施状況報告（概要）

1　具体的な措置の実施状況

・減債基金を取崩し、繰故資金の繰上償還を実施した（当初計画どおり）。

・内部管理経費等の見直しにより経費の縮減を図った（当初計画どおり）。

・公的資金補償金免除繰上償還及び繰故資金の繰上償還の実施により、公債費を抑制した（当初計画どおり）。

・税外諸収入の収納率の向上により、町税を確保した（当初計画どおり）。

2　歳入及び歳出に関する計画の実施状況

・財政健全化計画における平成21年度中の効果計画額と実績額の比較

（単位：百万円）

内容	効果額	
	計画額	実績額
減債基金等の取崩し、公債費負担の軽減	100	100
内部管理経費等の縮減	4	6
町税等の歳入確保	1	5

3　健全化判断比率の状況

（単位：%）

内容	20年度	計画初年度（21年度）	最終年度（22年度）
	実績	計画値	実績	計画値
実質公債費比率	28.6	27.7	27.7	24.5

4　その他財政の早期健全化に必要な事項の措置の実施状況

・幼稚園保育所の一元化に向けた検討協議の継続

・文化会館のあり方の検討協議の継続

北海道由仁町　財政健全化計画実施状況報告（概要）

1　具体的な措置の実施状況

・固定資産税の税率を1.4%から1.6%に、軽自動車税を標準税率の1.2倍に引き上げるとともに、戸籍等手数料を引き上げた（当初計画どおり）。